令和8年4月22日

保護者の皆様へ

社会福祉法人　養心会
SuruSu祝昌こども園　園長　過外章道

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和７年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和７年４月～令和８年３月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	483,846	545,946	544,356	544,356	604,986	603,586	602,326	602,326	601,466	606,286	600,716	627,286
		3歳児	483,846	483,206	481,616	481,616	479,506	478,106	476,846	476,846	475,986	480,806	475,236	501,806
		4歳以上児	441,906	441,266	439,676	439,676	437,566	436,166	434,906	434,906	434,046	438,866	433,296	459,866
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	503,200	503,190	503,060	502,930	502,890	502,710	502,650	502,610	502,650	503,620	502,500	528,570
	短時間		489,390	489,380	489,250	489,120	489,080	488,900	488,840	488,800	488,840	489,810	488,690	514,760
	標準時間	1・2歳児	340,650	340,640	340,510	340,380	340,340	340,160	340,100	340,060	340,100	341,070	339,950	366,020
	短時間		327,020	327,010	326,880	326,750	326,710	326,530	326,470	326,430	326,470	327,440	326,320	352,390
	標準時間	3歳児	195,980	195,970	195,840	195,710	195,670	195,490	195,430	195,390	195,430	196,400	195,280	221,350
	短時間		182,240	182,230	182,100	181,970	181,930	181,750	181,690	181,650	181,690	182,660	181,540	207,610
	標準時間	4歳以上児	155,770	155,760	155,630	155,500	155,460	155,280	155,220	155,180	155,220	156,190	155,070	181,140
	短時間		142,090	142,080	141,950	141,820	141,780	141,600	141,540	141,500	141,540	142,510	141,390	167,460

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	3,920	4,900	4,900	4,900	3,920	4,900	4,900	4,410	4,410	4,650	4,410	4,650
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900